

○清須市介護保険地域密着型サービス等運営委員会設置要綱

平成18年3月1日告示第3号

改正

平成21年5月22日告示第36号

平成25年3月29日告示第20号

平成30年3月30日告示第8号

令和6年7月10日告示第137号

清須市介護保険地域密着型サービス等運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項（法第78条の14第3項において準用する場合を含む。）、第78条の4第6項、第115条の12第5項、第115条の14第6項及び第115条の22第4項の規定に基づき、市が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、又は学識経験を有する者の知見の活用を図るため、清須市介護保険地域密着型サービス等運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の掲げる事項とする。

- (1) 指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定事業者」という。）又は指定介護予防支援事業者（地域包括支援センターの設置者を除く。）の指定に際し、市長に対して意見を述べること。
- (2) 指定事業者の指定基準並びに地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の設定に際し、市長に対して意見を述べること。
- (3) 指定事業者の質の確保、運営評価その他サービスの適正な提供を確保する観点から必要な事項について、市長に対して意見を述べること。
- (4) 公募指定の実施について、市長に対して意見を述べること。

(委員会)

第3条 委員会は、13人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 介護保険の被保険者（1号及び2号）
- (2) 介護サービス又は介護予防サービスの利用者
- (3) 介護サービス又は介護予防サービスの事業者

(4) 地域における保健、医療又は福祉関係者

(5) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じ会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 委員会は、必要に応じ日常生活圏域ごとに分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員長が選出される前の委員会の招集は、市長が行う。

附 則（平成21年5月22日告示第36号）

この告示は、平成21年5月22日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第20号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第8号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月10日告示第137号）

この告示は、令和6年7月10日から施行する。